

# 福島県大町起業支援館入居者募集要項

(令和4年4月14日 福島県商工労働部産業振興課)

福島県大町起業支援館（以下「起業支援館」という。）では、入居者を下記により募集します。  
記

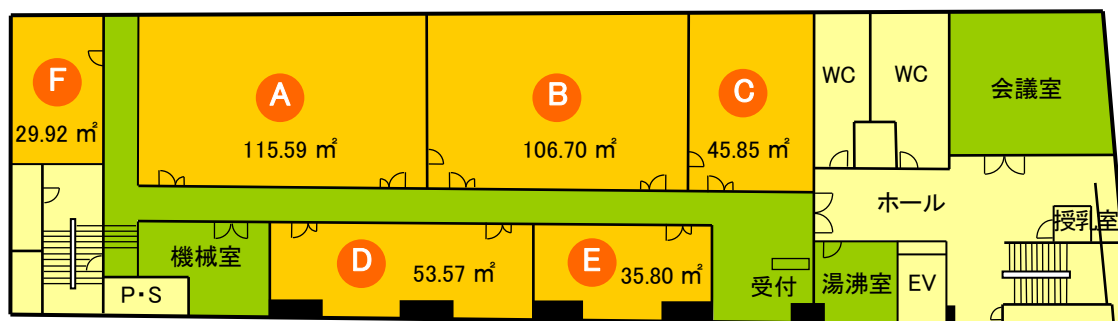
## 1 起業支援館の概要等

別紙1のとおり

## 2 今回募集するスペースについて

### (1) 施設の所在

福島県福島市大町4番15号 チェンバ大町5階 A室、B室、C室、E室、F室



### (2) 費用負担

ア 使用料	A室 月額 82,410円
	B室 月額 76,070円
	C室 月額 32,690円
	E室 月額 25,520円
	F室 月額 21,330円
イ 管理費	共用スペース管理費を専用スペース面積に比例して実費負担
ウ 光熱水費	実費負担

## 3 募集の対象要件

次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

### (1) 中小企業者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、本県地域経済の活性化に資するものとして適当と認められるものであること。

ア カスタマーセンター業に属する事業を営む又は営もうとする者

イ カスタマーセンター業に密接に関連する事業を営む又は営もうとする者

#### <中小企業者等とは>

「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準ずるものとして知事が適当と認める者をいいます。

※ 中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者の定義（抜粋）

業種区分	中小企業者の定義
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
ソフトウェア業及び情報通信処理サービス業	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

※ 中小企業者には、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体等も含まれます。

※ なお、中小企業者等には、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に規定する特定非営利活動法人をいう。）は含まれません。

#### <カスタマーセンター業とは>

「カスタマーセンター業」とは、企業その他の事業者の委託を受けて、当該事業者の顧客からの注文の受付、苦情の処理、問合せ等に対する必要な情報の提供その他の当該顧客に対応する業務を当該事業者にとって行う業種をいいます。

#### <募集対象となる事業の例>

次に掲げる事業のうち、カスタマーセンター業に属する事業又はこれに密接に関連する事業として、地元雇用の創出や県内製品の販売促進、県内への集客促進など、本県地域経済の活性化に資するものとして適当と認められる事業が対象となります。

- セールスプロモーション事業
- ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）事業
- コールセンター事業
- データセンター事業
- システム開発・ソフトウェア事業
- 商品・サービスの企画開発事業 など

(2) 入居にあたっての会社の形態として、次のいずれかに該当すること。

- ア 新たに会社を設立する場合であって、入居後、起業支援館内に本店（個人の場合にあっては主たる事業所。以下同じ。）を置く場合
- イ 福島県内に本店を置く中小企業者等であって、入居後、起業支援館内に本店又は支店を置く場合
- ウ 福島県外に本店を置く中小企業者等（大企業の出資が50%以上の企業、大企業の連結対象企業、上場企業、株式公開企業及びこれらの実質グループ企業を除く。）であって、入居後、起業支援館内に本店を置く場合

(3) 原則として募集締め切り日から2ヶ月以内に入居できること

(4) 次のいずれかに該当する場合は、入居の対象とはなりませんので、ご了承ください。

- ア 大町起業支援館の現入居企業、又は卒業企業である場合
- イ 起業支援館における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある場合
- ウ 起業支援館の施設又は設備を損傷するおそれがある場合
- エ 法令、条例等に抵触する事業を行う場合
- オ 小売業の店舗等、不特定多数の顧客が出入りする形態の事業を行う場合
- カ 主にフランチャイズ契約、代理店契約等により事業を行う場合のほか、単に営業拠点とし

て入居しようとする場合

キ 著しい騒音や臭気を伴う場合、又は特殊な処理が必要な廃棄物を生じる場合等、起業支援館の管理上適当でない認められる事業を行う場合

ク その他この要項に定める起業支援館の目的に反すると認められる事業を行う場合

#### 4 募集期間

入居者が決まるまで毎月末日（17時必着）を締め切り日として、随時募集します。

※ 月の末日が土日祝日の場合は、その前日を締め切り日とします。

#### 5 募集定数

1～5者（予定）

#### 6 応募書類

##### （1）事業計画書

ア 様式は、別紙2のとおりです。

イ 事業計画書については、提出日現在の状況を記入してください。

##### （2）次に掲げる書類一式

ア 法人登記簿謄本、定款（個人の場合にあつては、住民票（外国人の場合には外国人登録証明書、パスポートの在留資格が確認できる部分の写し）、履歴書）

イ 当該事業計画書提出日の直近3期分の確定申告用「貸借対照表、損益計算書、内訳書等」の写し（個人の場合にあつては、当該事業計画書提出日の直近3期分の青色申告決算書写し及び納税証明書）

#### 7 応募方法

（1）所定の応募書類を4部（正本1部、写し3部）募集期間内に提出してください。

（2）提出方法は、郵送又は持参によることとします。

（3）なお、提出のあった書類については返却いたしませんので、ご了承ください。

#### 8 現地視察

現地視察をご希望の方は福島県商工労働部産業振興課までお電話ください。

※事前に現地を御確認いただくことをお勧めします。

#### 9 入居者の選定

（1）募集期間内に提出のあった事業計画書等をもとに審査を行い、入居者を選定します。

（2）審査の手順は、次のとおりです。

##### ア 書類審査

この要項に定める募集の対象要件等の該当性について審査を行います。書類審査の結果、当該対象要件等に該当すると認められた者のみ面接審査を行います。

##### イ 面接審査

面接形式により、入居審査等委員会による評価を行います。評価項目は次のとおりです。

	評価項目	評点数（満点の場合）
1	事業内容の明確性	5
2	事業計画の実現性	5
3	事業の将来性	5
4	事業遂行能力	5
5	財務内容	5
6	起業家としての熱意	5
7	本県地域経済の活性化への貢献度	10
	計	40

- (3) 審査結果に基づき、募集定数の範囲内で入居者を選定します。なお、総評点数が10点未満の場合には、不相当として入居者とは認めませんので、ご了承ください。
- (4) 審査結果については、入居の可否のみ書面により通知します。
- (5) 入居者として選定された場合には、入居開始日前に、起業支援館使用承認申請書を提出していただくとともに、所定の使用料を納入していただきます。なお、やむを得ない事情がある場合であっても、入居者選定の際に審査に付した事業計画書内の入居開始希望日から起算して1月以内に入居できない場合には、入居対象から除外することがありますので、ご了承ください。

#### 10 募集締め切り後のスケジュール（予定）

項目	日程	場所
入居募集締め切り	毎月末日（17時必着）	
事前審査（書類審査）	締切翌月上旬	
面接審査	締切翌月中旬	起業支援館内会議室
審査結果の通知	審査終了後	
入居開始	締切翌々月～2ヶ月の間	

### <応募書類の提出先及びこの募集要項に関する問い合わせ先>

福島県商工労働部産業振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎12階

電話番号：024-521-7283

メール：business@pref.fukushima.lg.jp

ホームページURL：http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/oomachi/

※ この募集要項に関するお問い合わせは、平日の9:00～17:00、電話及びメールでの受付とさせていただきますので、ご了承ください。